

## 群馬大学共同教育学部研究倫理委員会要項

### (目的)

第1 この要項は、群馬大学共同教育学部（以下「学部」という。）の教員（非常勤を含む。以下同じ。）の行う研究に対して倫理上の指針を与えることを目的とする。

### (計画の申請)

第2 学部の教員は、人体に影響を及ぼし得る研究を行う場合には、事前に研究計画についての倫理審査を学部長に申請しなければならない。

### (基準)

第3 学部の教員は、人体に影響を及ぼし得る研究を行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医学研究に関するヘルシンキ宣言の趣旨を踏まえること。
- (2) 対象者の人権に配慮し、身体的及び精神的な損害及び不利益が生じないようにすること。
- (3) 対象者又はその保護者に対して、事前に研究の内容及び方法並びに個人情報の取扱いに関して説明し、理解を得た上で書面による同意を得ること。

### (倫理審査委員会)

第4 学部に、第2の倫理審査を行うために倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (倫理審査委員会の組織)

第5 審査委員会は、学部長が委嘱する委員若干人をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員の互選により、委員長を選出する。

### (審査手続)

第6 委員長は、計画の申請があった場合には、速やかに審査委員会を招集して倫理審査を行わなければならない。

- 2 委員長は、前項の審査結果を学部長に報告しなければならない。
- 3 学部長は、審査委員会の審査結果に基づき、研究計画の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

### (再審査)

第7 申請者は、第6第3項の決定に対して不服がある場合には、学部長に対して異議申立てを行うことができる。

- 2 学部長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査を審査委員会に諮るものとする。
- 3 再審査の手続は、第6を準用して行うものとする。
- 4 学部長は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てをした申請者にその旨を通知するものとする。

### (雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、倫理審査に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。